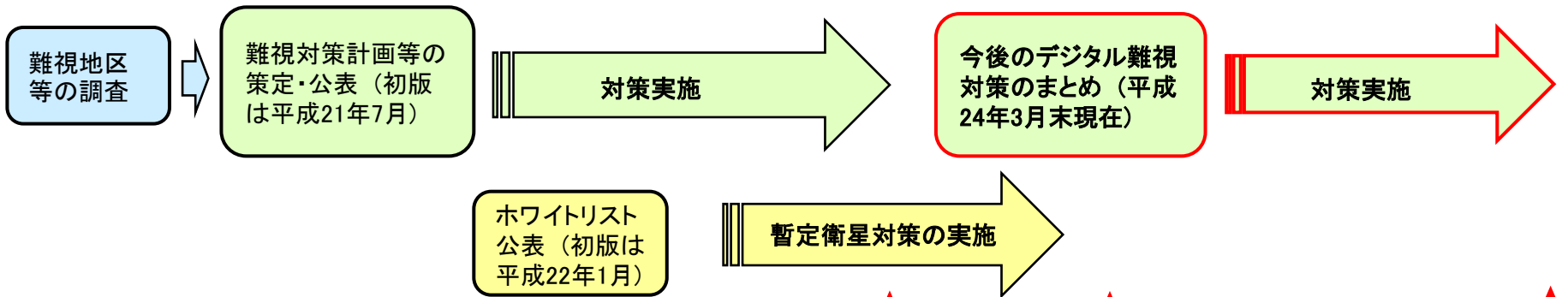


デジタル難視対策の概要

- 地上テレビ放送のデジタル化に当たっては、デジタル放送についてアナログ放送と同等のエリアを確保することで中継局の整備等を行ってきましたが、使用する電波の特性の違いなどにより、アナログ放送は受信できていたがデジタル放送は受信できないという新たな難視や外国波を含む他の電波との混信等が発生しています。
 これらデジタル難視については、国及び放送事業者が地元自治体・住民の方々とともに対策計画を策定し、国、NHK更には自治体の支援により対策を促進し、その解消を図ってきました。
 平成23年7月24日(岩手、宮城、福島は平成24年3月31日)、アナログ放送を停波しデジタル放送に移行しました。これまでに難視対策が完了しない世帯については、暫定衛星対策(※)によりテレビを視聴する措置を講じています。
- これら世帯については、暫定衛星対策が終了する予定の平成26年度末までに、地域の地上デジタル放送を視聴いただけるよう中継局、共聴施設等の整備など恒久対策の実施に引き続き取り組んでいきます。



平成15年12月 三大都市圏でデジタル放送開始

平成18年12月 全国でデジタル放送開始

※「暫定衛星対策」とは、アナログ放送の終了までに、地上デジタル放送が受信できない世帯を対象(ホワイトリスト)に、暫定的に衛星放送を利用して東京地区の地上デジタル放送の番組をご視聴いただくものです。
 国の支援を受け、デジタル放送推進協会(Dpa)が放送を実施しています。

平成23年7月 44都道府県でアナログ放送停波

平成24年3月 東北3県でアナログ放送停波

平成27年3月 暫定衛星対策終了